

質問回答書

No.	日付	質問	回答
1	3月10日	<p>交付決定の審査業務に係るマニュアル等は佐賀県から提供いただけるか。</p>	<p>県から補助事業者（執行団体）に対して予定している対応は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の交付要綱、手引き等の提供 ・令和7年度の申請書チェックリスト（県で内部確認用に使用したもの）の提供 ・審査のポイント等のレクチャー <p>令和8年度の交付要綱や手引き、審査マニュアル、想定質問に対する回答例などの提供予定はございません。</p> <p>令和8年度から新たに追加するメニュー（蓄電池、高効率給湯器、コージェネ）や一部補助要件の見直し等もございますので、県にご相談していただきながら、補助事業者（執行団体）において新たに作成いただくことになります。</p>
2	3月12日	<p>「人件費の時間単価」を算出するにあたり、計算のベースとなる年間給与合計額に、以下の2点を含めることは認められますでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人の賃金規定で定められた「賞与」 2. 毎月固定で支給している「通勤手当(非課税限度内)」 	<p>人件費時間単価の算出に係る年間給与合計額として、基本給、管理職手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与は含めることができますが、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で助成されているものは含めることができません。</p> <p>ご質問の「賞与」「通勤手当」については含めて差し支えありません。</p> <p>（「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き .pdf (https://www.env.go.jp/content/900486777.pdf) P8」参照）</p>